

互助会の事業内容（令和8年度）

青森県教職員互助会では、下記のとおり様々な事業を行っています。

「給付事業」と「厚生事業」には、請求が必要な場合がありますので、請求忘れのないようご注意ください。

《給付事業》

事業名	事業内容等						
医療費補助金 【自動給付】	<p>会員又は被扶養者が傷病により医療機関を受診し、自己負担したとき、共済組合給付額と3,000円を控除した額（ただし、100円未満の場合を除く。）を給付</p> <p style="text-align: center;">互助会控除額</p> <p>自己負担額 - 共済組合給付額 - 3,000円</p> <p>※共済組合給付額は、自己負担額から25,000円（上位所得者は50,000円）を控除した額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【例1】自己負担額が3万5千円の場合</p> <p>35,000円 - 25,000円 = 10,000円（共済組合給付額）</p> <p>35,000円 - 10,000円 - 3,000円 = 22,000円（互助会給付額）</p> <p>【例2】自己負担額が5千円の場合</p> <p>5,000円 - 3,000円 = 2,000円（互助会給付額）</p> <p>医療機関と調剤薬局の自己負担額は合算しません。</p> </div>						
	<p>○提出書類</p>						
	<p>(1) 公立学校共済組合青森支部に、診療月の2カ月後に請求されるレセプトを基に自動で計算し、個人口座へ振り込みしますので、請求手続きは不要です。</p> <p>(2) 共済組合員以外の会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費補助金請求書（用紙は互助会に請求してください） ・医療機関が発行した領収書 						
死亡弔慰金 【※請求】	<p>会員又は被扶養者が死亡したとき給付</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">会 員</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">250,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">被扶養配偶者</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">100,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その他の被扶養者</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">50,000円</td> </tr> </table>	会 員	250,000円	被扶養配偶者	100,000円	その他の被扶養者	50,000円
会 員	250,000円						
被扶養配偶者	100,000円						
その他の被扶養者	50,000円						
	<p>○提出書類</p>						
	<p>(1) 公立学校共済組合青森支部に「埋葬料・家族埋葬料請求書」を提出した場合は自動給付ですので、手続きは不要です。</p> <p>(2) 共済組合員以外の会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡弔慰金請求書（用紙は互助会に請求してください） ・市区町村が発行する死体埋（火）葬許可証又は死亡診断書（写） 						

	<p>※受給権者 会員が死亡したときは、会員であった者の遺族に給付されます。</p> <p>この遺族の請求順位は、会員の死亡当時主として会員の収入によって生計を維持していた配偶者、子（年長順）、父、母、孫（年長順）、祖父、祖母です。</p> <p>ただし、会員であった者が死亡前に特別の意志を表示したときは、この限りではありません。</p> <p>遺族がない場合は、相続人若しくは葬祭した者となります。</p>
<p>災害見舞金</p> <p>【※請求】</p>	<p>会員が水害・地震・火災その他の非常災害により住居等に一定の損害を受けたとき損害の程度に応じて100,000円～300,000円を給付（別表のとおり）</p> <p>○提出書類</p> <p>（1）公立学校共済組合青森支部に「災害見舞金請求書」を提出した場合は自動給付ですので、手続きは不要です。</p> <p>（2）共済組合員以外の会員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害見舞金請求書（用紙は互助会に請求してください。） ・市町村長又は消防署長等の「り災証明書」（写）
<p>結婚祝金</p> <p>【請求】</p>	<p>会員が結婚（以下の場合を含む。）したとき50,000円を給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再婚の場合 ・会員である間に挙式をしたが、婚姻の届出が退会後の場合 ・内縁関係、同性カップルの場合 <p>○提出書類</p> <p>結婚祝金請求書に、戸籍謄本(写)等婚姻したことが確認できる書類を添付して請求してください。</p>
<p>出産祝金・見舞金</p> <p>【※請求】</p>	<p>会員又は被扶養者が出産（妊娠4カ月以上の流産、死産、母体保護法による中絶を含む。）したとき50,000円を給付</p> <p>○提出書類</p> <p>（1）公立学校共済組合青森支部に「出産費・同附加金請求書」を提出した場合は自動給付ですので、手続きは不要です。</p> <p>（2）共済組合員以外の会員若しくはその被扶養者又は共済組合員の被扶養者で共済組合から家族出産費が給付されない者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産祝金・見舞金請求書（用紙は互助会に請求してください。） ・医師等の証明書（写）

退職慰労金 【自動給付】	会員が10年以上在会し、退職(死亡退職は除く。)により退会したとき給付 10年以上20年未満 30,000円 20年以上30年未満 40,000円 30年以上 50,000円 ※互助会で該当者を確定し給付しますので、請求手続きは不要です。
リフレッシュ 助成金 【自動給付】	会員が在会20年及び30年に達したとき給付 在会20年の会員 10,000円 在会30年の会員 20,000円 ※互助会で該当者を確定し給付しますので、請求手続きは不要です。
遺児給付金 【請求】	死亡した会員に、その年度末に満18歳以下の被扶養者がいるとき給付 1人につき 250,000円 ○提出書類 遺児給付金請求書

《厚生事業》

事業名	事業内容等
カフェテリア プラン 【請求】	会員が、健康づくり、生きがいくくり、余暇活動等の多様なメニューから自由に 選択し実施した場合、その経費を会員一人当たり7,000円を限度に補助 メニュー等の詳細は、互助会ホームページ内「カフェテリアプラン」を ご覧ください。 ○提出書類 カフェテリアプラン請求書に、領収書等を添付して請求してください。 (電子申請も可能) ※請求書受付期間は10月1日から3月31日まで(年度内1回限り請求可)

《教育・文化事業》

事業名	事業内容等
図書館図書贈呈	県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するための図書を贈呈
芸術文化奨励	青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校文化連盟の活動に要する経費に補助金を交付
学校図書贈呈	県内の公立小・中学校、義務教育学校及び県立特別支援学校の小・中学部に図書を贈呈
教育振興事業補助	「あおもり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付
校内教育支援センター設置支援事業	県内の公立小・中学校及び義務教育学校に対し「校内教育支援センター」設置のための環境整備に必要な経費を支援

※図書館図書贈呈、芸術文化奨励、学校図書贈呈及び校内教育支援センター設置支援事業は、「公益目的支出計画」に記載している事業です。

「公益目的支出計画」とは、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した際、それまで公益法人として税制優遇等により法人内部に留保していた財産を、公益的な事業に費消しゼロとするための計画です。